

西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱

平成 30 年西海市教育委員会告示第 5 号

令和 3 年西海市教育委員会告示第 9 号

令和 4 年西海市教育委員会告示第 6 号

西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱（平成 30 年西海市教育委員会告示第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 西海市内の県立高等学校（以下「市内高等学校」という。）の魅力向上の取組を支援するとともに、市内高等学校に通学する生徒の保護者の負担軽減を図り、市内高等学校の生徒の確保と活性化に資することを目的に、市内高等学校に組織された振興協議会（以下「振興協議会」という。）に対して、西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成 17 年西海市規則第 47 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第 2 条 補助金の対象となる事業等は別表に定めるとおりとする。

2 次の各号に掲げる経費は、前項の規定にかかわらず補助対象経費としない。

（1） 施設整備に要する経費

（2） 備品購入に要する経費

（3） 部活動に要する経費

3 補助金は、交付決定日が属する年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に要する経費を対象とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする振興協議会は、規則第 4 条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付する場合にはその条件を付して、規則第7条に規定する補助金等交付決定(変更)通知書により速やかに補助金の交付の申請をした振興協議会に通知しなければならない。

(事業の中止及び変更等)

第5条 振興協議会は、第3条の規定により申請した後、事業を中止する必要が生じ、又は事業内容若しくは事業費に著しい変更が生じる場合は、速やかに市長に報告し協議を行わなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第7条 補助金は、市長がその支給を決定した日が属する年度の末日までに交付するものとし、規則第16条第2項の規定により概算払いの方法により交付することができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、西海市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和4年度予算から適用する。
(西海市内高等学校入学支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 西海市内高等学校入学支援事業補助金交付要綱（令和3年西海市教育委員会告示第6号）は、廃止する。
(検討)
- 3 市長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、市内高等学校の入学者数の状況その他この告示の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この告示について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象経費	補助額又は補助上限額
魅力ある学校づくり支援事業	西海市の地域社会を担う人材育成につながる事業に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額
	西海市の地域資源を活用して取り組む事業に要する費用	
	学校独自の取組で調査研究及び魅力発信を行う事業に要する費用	
	その他第1条の趣旨を達成するために必要と認められる事業に要する費用	
進学及び就職支援事業	学校指定の資格取得に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額
	学校指定の模擬試験受験に要する費用	
	学校指定の補習受講に要する費用	
大学進学応援事業	学校指定のオンライン学習受講に要する費用	生徒1人につき上限10万円
	学校指定のオンライン学習を受講する生徒の自宅にインターネット環境を整備する際の契約事務手数料	補助対象経費の2分の1以内の額
入学支援事業	入学時に要する入学手数料、制服・体操服・通学かばん・教科書購入費、その他入学時の諸納金	生徒1人につき上限5万円